習志野市耐震改修促進計画

~地震に強い街づくりを!~

習志野市

平成20年4月 策定

平成22年4月 変更

平成23年4月 変更

平成28年4月 改定

令和3年4月 改定

習志野市耐震改修促進計画

目 次

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模等及び被害の状況(1)想定される地震の規模等(2)建物被害(3)人的被害	
 2 耐震化の現状 (1)住宅 (2)建築物 ア 耐震診断義務付け建築物 イ 特定建築物 (3)市有建築物 	
3 耐震化の目標の設定 (1)住宅 (2)建築物 (3)市有建築物	
4 公共建築物の耐震化の情報開示	
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1 耐震診断及び耐震改修等に係る基本的な取組方針(1)建築物の所有者等の役割(2)県の役割(3)市の役割	

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

- 3 重点的に耐震化すべき建築物4 重点的に耐震化すべき区域
- 5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路
- 6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要
 - (1)エレベーター及びエスカレーターの安全対策
 - (2)各種落下物対策
 - (3)天井等の脱落対策
 - (4)ブロック塀対策の推進
- 7 耐震改修の計画の認定等による耐震化の促進
- 8 耐震化の現状把握

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

12

- 1 防災マップ等の作成・公表
- 2 建築物の液状化対策
- 3 相談体制の整備及び情報提供の充実
 - (1) 耐震相談窓口の設置
 - ア 設置場所
 - イ 相談内容
 - (2)防災査察等の活用
 - (3)所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示
- 4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等
 - (1)パンフレットの作成・配布等
 - (2)木造住宅耐震相談会の実施
 - (3)戸別訪問の実施による啓発
- 5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

6	家具の転倒防止策の推進
7	自治会等との連携に関する事項

第5 所管行政庁としての役割

16

- 1 法による指導等の実施
 - (1)耐震診断義務付け対象建築物
 - ア 耐震診断・報告の実効性確保
 - イ 耐震診断結果の公表
 - ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表
 - (2) 既存耐震不適格建築物
 - ア 指導・助言
 - イ 指示、公表
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
 - (1)命令等の実施の方法、考え方

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

18

- 1 関連団体との連携
 - (1) 千葉県建築防災連絡協議会
 - (2) 千葉県特定行政庁連絡協議会
 - (3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議
 - (4) 千葉県耐震判定協議会
- 2 その他

習志野市耐震改修促進計画

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)が制定されました。

千葉県においては、この法に基づき、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」を、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を定めています。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされ、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」が策定されました。

市は、これらの状況を踏まえ、「千葉県耐震改修促進計画」及び「習志野市地域防災計画」 等との整合性を図りながら、平成20年4月に習志野市耐震改修促進計画(以下、「本計画」 という。)を策定し、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修など、耐震化施策を 総合的に進めてきたところです。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、市内で、最大震度5強を観測する強い揺れに加え、国道14号線以南の地域を中心に発生した液状化現象により、多くの建築物が 甚大な被害を受けました。

平成28年4月には熊本地震が発生し、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震ではエレベーターの閉じ込め、ブロック塀の被害が発生しました。

また、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘されており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されます。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、建築物の所有者等は、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められます。

このような背景のもと、平成31年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」 (以下「施行令」という。)が改正されていること、新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、市民が安全で安心な生活の拠点である建築物の耐震を促進できるよう、本計画を見直し、他の計画と整合性を図る為、改定することとしました。

国、県、市及び建築物の所有者等が連携を図り、本市における建築物の耐震診断及び 耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進 し、都市空間、居住空間における被害の軽減を進めてまいります。

第1 計画策定の趣旨

本計画は、法第6条の規定により策定するものです。

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)に基づき、令和7年度を目標に、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標の設定、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は本計画に基づき、県及び関係機関と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、市民の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとと もに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模等及び被害の状況

(1)想定される地震の規模等

習志野市地域防災計画(平成25年度修正)では、市内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7級の直下地震である「東京湾北部地震」と「習志野市直下の地震」を想定し、地震被害想定を行っています。

表-1 想定される地震の規模等

	東京湾北部地震	習志野市直下の地震
規模	マク゛ニチュート゛ 7.3	マク゛ニチュート゛ 7.3
長さ	64km	30km
幅	32km	15km
上面深さ	17km	5km

(2)建物被害

表-2 建物被害の概要

想定地震名		東京湾北部地震	習志野市直下の地震
	建物棟数		33,540
7.4. 1/2. 1/2.	全壊棟数	2,240	5,600
建物被害	半壊棟数	6,051	8,558
	合計	8,291	14,158

(3)人的被害

表-3 人的被害の概要

想定地震名		想定地震名東京湾北部地震		習志野市直下の地震			
-	死者数		死者数		E者数	223	520
外 傷	負傷者数		負		傷者数	1,813	4,250
死傷者数(人)	うち 重傷者数			106	241		
	合計		合計	2,036	4,770		
ART 44.	1 日後				1日後	89,699	112,136
避難者数 (人)			4 日後	43,871	65,929		
			1か月後	24,231	46,126		

2 耐震化の現状

(1)住宅

平成30年度における市内の住宅戸数は、約7万4千戸(一戸建住宅:約2万3千戸、共同住宅等:約5万1千戸)と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は約7万戸(昭和55年以前で耐震性を有する住宅約1万戸、昭和56年以降の住宅約6万戸)で、耐震化率(※1)は一戸建住宅が88.9%、共同住宅等が96.9%、住宅全体の耐震化率は、94.4%と推測されます。

(※1)耐震化率:ある区分の建築物の合計のうち、耐震性有の割合。

表―4 住宅の耐震化の現状

(単位:戸)

	昭和 56 年	昭和 55 年	②のうち	耐震性有	合計⑤	耐震化率
	以降 ①	以前 ②	耐震性有	4	(1+2)	4/5
			3	(推計)		
				(1)+(3)		
一戸建住宅	18,500	4,900	2,300	20,800	23,400	88.9%
共同住宅等	41,700	9,400	7,800	49,500	51,100	96.9%
合 計	60,200	14,300	10,100	70,300	74,500	94.4%

[※]住宅の戸数及び耐震化率は平成30年度住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした 推計値です。

(2)建築物

ア 耐震診断義務付け建築物

耐震診断義務付け対象建築物とは、要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計 画記載建築物をいいます。

令和元年度における耐震診断義務付け対象建築物の総数は28棟で、耐震化率は96. 4%となっています。

表-5 耐震診断義務付け建築物

区分	総棟数 (①+②)	耐震性無	耐震性有②	耐震化率 ②/(①+②)
耐震診断義務付 け建築物	28	1	27	96.4%

[※]棟数及び耐震化率は令和元年10月時点の数値です。

イ 特定建築物

本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2 号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。(資料1参照)

令和2年度における市内特定建築物の棟数は、市有建築物が114棟、民間建築物が304棟であわせて418棟、そのうち、昭和55年以前に建築された建築物は、市有建築物が78棟、民間建築物が65棟であわせて143棟です。

特定建築物全体の耐震化率は93.1%で、そのうち、市有建築物の耐震化率が95. 6%、民間建築物が92.1%です。

表―6 特定建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

	昭和 56	昭和 55	②のうち	耐震性有	合計	耐震化率
	年以降	年以前	耐震性有	④(推計)	⑤	4/5
	1	2	3	(1)+(3)	(1)+2)	
市有	36	78	73	109	114	95.6%
民間	239	65	41	280	304	92.1%
合計	275	143	114	389	418	93.1%

※市有建築物: 令和2年4月1日時点の数値です(「市有建築物の耐震化状況」)

※民間建築物: 平成31年3月末時点の数値です

(3)市有建築物

市有建築物の耐震化については、優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に市有建築物の耐震化整備プログラム(以下「整備プログラム」という。)を策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修等進めてきたところです。令和元年度末までに整備プログラムに基づく耐震改修を実施し、耐震化率は96.2%となっています。

表—7 「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)

	昭和55	5年以前		
総棟数	耐震性無	耐震性有	昭和56年以降	耐震化率
(4=1+2+3)	1	2	3	(2+3)/4
213	8	120	85	96. 2%

[※]各棟数及び耐震化率は令和2年4月1日時点の数値です。

3 耐震化の目標の設定

平成28年4月に作成した計画では、平成32年度(令和2年度)に向けた目標を設定しました。

令和3年4月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、令和7年度を目標年度とした耐震化率の目標を以下のとおり設定します。

(1)住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とします。

(2)建築物

耐震診断義務付け建築物の耐震化率の目標は、令和7年度におおむね解消とします。

(3)市有建築物

庁舎、学校等の公共建築物は、災害時に、被害情報収集や災害対策指示等が行われ、 あるいは、避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活 用されることとなります。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保

の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、第2次公共建築物再生計画 に即し、今後も、整備プログラムを定め、耐震化の促進に取り組むものとします。

4 公共建築物の耐震化の情報開示

市は、市有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報(施設名、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値(Is値)等)をホームページ等で公表します。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修等に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2)県の役割

県は、千葉県耐震改修促進計画に基づき、市と十分な連携を図り住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとし、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修費に対し補助事業を実施する場合、市に対して支援を行うこととしています。

(3)市の役割

市は、耐震改修促進計画を策定し、市有建築物の耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。

また、建築関連団体と連携を図り、住宅及び特定建築物等の所有者等に対する普及啓発、情報提供及び耐震化の支援策等、民間建築物の耐震改修等の促進に努めます。

住宅の耐震化を促進するため、毎年度具体的な取組内容を明記した習志野市住宅耐震 化緊急促進アクションプログラムを定め、進捗状況の評価を行うことでアクションプログラム の充実・改善を行い、住宅の耐震化等の促進を図ります。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

市は、平成18年度より木造住宅無料耐震診断会を開催し、令和元年度からは耐震化啓発戸別訪問を行い地震時における木造住宅の安全性の向上、啓発に努めてきました。

また、平成22年度より耐震診断(精密診断)及び耐震改修費の一部について補助制度を 創設し、木造住宅の耐震化の促進に努めています。

3 重点的に耐震化すべき建築物

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な施設(習志野市地域防災計画で応急対策活動拠点や避難所などの防災拠点となる建築物等)である法第7条第1項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物、及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等である法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。

市はこれらの建築物を重点的に耐震化すべき建築物として位置付け、耐震化の促進に努めます。

4 重点的に耐震化すべき区域

市は、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地について、重点的に耐震化の促進に努めます。

5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

法第6条第3項第2号により規定される道路は、地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路です。

本計画では、「習志野市地域防災計画」に基づく表-6に示す千葉県が指定する緊急輸送道路並びに表-7に示す習志野市が指定する災害時重要路線を法第6条第3項第2号に規定する道路(資料 2参照)と定め、沿道の建築物のうち、道路を閉塞させるおそれのある昭和56年5月以前に建築された通行障害建築物及び建物に付随する一定規模以上の組積造の塀(施行令第4条第1項1号及び2号に規定。資料4参照)について耐震化の促進に努めます。

表—8 緊急輸送道路(千葉県指定)

1次路線	1 一般国道357号
	2 京葉道路
	3 一般国道14号
	4 一般国道296号
	5 東関東自動車道水戸線
2次路線	1 主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線
	2 主要地方道長沼船橋線
	3 主要地方道千葉船橋海浜線

表—9 災害時重要路線(習志野市指定)

- 1 習志野都市計画道路3·3·2号線(市道00-002号線)
- 2 習志野都市計画道路3・3・3号線(市道00-006号線)
- 3 習志野都市計画道路3·4·9号線(市道00-004号線)
- 4 ハミングロード(市道00-009号線)

6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1)エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時にエレベーターの緊急停止による長時間の閉じ込め、エスカレーターの脱落などの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、市は、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告や防災査察等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。

また、市は、ホームページ等により、安全対策の知識の普及に努めます。

(2)各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、市は、 建築基準法による定期報告等の機会を捉えて建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。

また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の機会を捉え建築物の所有者等に点検、改善の指導に努めます。

(3)天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の 天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年 国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。

市は、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、 建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対 策をするよう指導に努めます。

(4)ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えること や道路を塞ぎ、避難、救助の妨げとなることがあります。

市は、パンフレットの配布などを通じて関係法令・基準等の啓発を行います。

また、危険なコンクリートブロック塀の安全対策に関する避難路(資料3参照)を定め、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀等の除却工事費の一部について補助を行い、地震に対するコンクリートブロック塀等の安全対策の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

7 耐震改修の計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修の計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、また、マンションの建替え等の円滑化に関する法律では、除却の必要性の認定を受けたマンションを建替える場合の容積率の特例許可を受けることができるようになったことから、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより、建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されます。

市は、ホームページやパンフレットの配布により認定等の情報提供を行うとともに、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定等の内容や手続きを紹介し、耐震化の促進に努めます。

8 耐震化の現状把握

建築物の耐震化を促進するためには、現状の耐震化を把握する必要があります。そのため、市は、住宅・建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1 防災マップ等の作成・公表

市は、習志野市防災アセスメント調査報告書(平成25年3月)にて全市を50mメッシュに 区分した微地形区分図・震度分布図・液状化危険度分布図を公表しています。(資料5参照)

また、大規模地震の発生により、がけ付近の建築物は、著しい被害を受ける可能性が高いことから、土砂災害に関し、ホームページにて情報提供し、建築物の所有者等への意識啓発を図ります。

2 建築物の液状化対策

東日本大震災では、市内において、国道14号線以南の地域を中心に広域にわたり、液 状化現象が発生し、甚大な被害となりました。

市は、今後も液状化対策工法の分類・評価などの情報提供を行い、宅地における液状化対策の促進に努めます。

また、千葉県により作成された液状化しやすさマップをホームページで情報提供します。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1)耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

ア 設置場所

- •習志野市都市環境部建築指導課
- •(公社)千葉県建築士事務所協会 習志野支部
- •(一社)千葉県建築士会 習志野支部
- •(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉

イ 相談内容

- ① 市
 - ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
 - ・耐震改修促進法に関する説明
 - 耐震診断及び耐震改修等に係る補助制度等の説明
 - ・耐震診断及び耐震改修等の標準的な費用 等
- ② (公社)千葉県建築士事務所協会 習志野支部
 - (一社)千葉県建築士会 習志野支部
 - (一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA千葉
 - ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
 - ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
 - ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介 等

(2)防災査察等の活用

市は、防災査察等の機会を活用して、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等に関する必要な情報提供を行い、意識の啓発を図ります。

(3)所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法など、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

4 パンフレットの作成・配布、診断会の開催等

過去の震災では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われました。 地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要 な対策をとることが大切となります。

耐震診断及び耐震改修等の必要性についてあらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があるため、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

啓発用パンフレット

- 誰でもできるわが家の耐震診断
- おしえて!地震に強い住まいづくり

- ・ 住まいの耐震化 あなたの住まいは本当に大丈夫ですか ー住まいの耐震改修事例集ー
- 地震に備え、わが家の耐震 (木造住宅編)
- ・ 災害に強い街づくりのために
 - ーブロック塀・石塀の正しい施工方法などー
- あなたの周りは大丈夫? 今すぐブロック塀等の点検を!
 - -安全なブロック塀等を目指して-

など

(1)パンフレットの作成・配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及・啓発を図るため、パンフレット等を耐震相談窓口に常備し配布します。

また、相談会等を活用して広く市民等に耐震化の必要性について周知していきます。

(2)木造住宅耐震診断会の実施

市は、木造住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために、木造住宅無料耐震診断会を建築関連団体等と連携して実施します。

なお、耐震診断会の開催にあたっては、直接的な周知が重要なことから、広報、町内会の回覧板、自治会組織などの協力を得て実施していくものとします。

(3)戸別訪問の実施による啓発

市は、市内の旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に戸別訪問を行い、耐震化の必要性及び精密診断・耐震改修の補助制度等について周知を行います。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム 工事にあわせた耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法で す。

市は、リフォーム工事にあわせて耐震改修の工事方法等を関係団体と連携して情報提供を行い、耐震改修の促進に努めます。

6 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とと

もに、家具等の転倒防止対策の推進は重要な課題です。

市はパンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止対策事例、対策用品等の情報を提供します。

7 自治会等との連携に関する事項

耐震化の促進は、地域の耐震化の意識が高まることが重要です。

また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織の自助・共助の観点から行われることが最も有効です。

市は、自治会・町会と連携し住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

第5 所管行政庁としての役割

1 法による指導等の実施

(1)耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。

また、期限内に報告のない所有者については、催促し、それでも報告のない所有者については相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページ等で公表します。

イ 耐震診断結果の公表

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページ等で公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめたうえで公表することとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言(平成25年11月25日付け国住指第2930号、平成31年1月1日付け国住指第3209号)に基づくものとします。

市は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

市は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者等に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者等は、耐 震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。

市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等に対して、必要に応じて、指導・助

言を行うものとします。

イ 指示、公表

市は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物(資料1参照)の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者等に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1)命令等の実施の方法、考え方

指導・助言、指示を行ったにもかかわらず、建築物の所有者等が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

市は、県及び建築関連団体との情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1)千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、 地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

市は本協議会を通じ、本計画に係る情報収集を図り、耐震化の促進に努めます。

(2)千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を 図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

市は、本協議会を通じ、法による指導、助言、指示又は公表並びに建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震化の促進に努めます。

(3)千葉県建築設計関連六団体連絡会議

千葉県内にある建築関連団体((一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所)において組織されています。

(4)千葉県耐震判定協議会

学識経験者により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を、審査・判定 している第三者機関です。

その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

2 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。